様式第62号(第118条関係)

|  |
| --- |
| 請書(工事)　　　　　　　　　　　　　　様 |
| 工事名 | 　 |
| 工事場所 | 　　武雄市　　　　　　　町大字 |
| 工期 | 　　着工　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 　　完成　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 契約金額 | 　 |

　　上記の工事については、次の条件によりお請けいたします。

　1　工事は、別紙仕様書及び図面により施行完成します。ただし、仕様書及び図面に明示されない部分については、すべて市の指示に従います。

　2　市の承諾を得ないで、工事に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。

　3　工事が完成したときは、書面をもって検査を申請します。

　4　物件の所有権は、市が合格と認定し、領収書を交付された時から市に移るものとし、それ以前に生じた一切の損失は、すべて当方が負担します。

　　　なお、引渡し後　　年以内に貴市の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じたときは、無償で手直しします。

　5　工事に使用する材料は、市の担当者の検査に合格したものを使用します。

　6　当方が不可抗力その他正当な理由によらないで工期を誤った場合は、工期末日の翌日から完成の日までの日数に応じ、契約金額に対し、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として支払います。

　　　当方の責めに帰する事由により契約を解除されたときは、違約金として請負代金の100分の10を支払います。

　7　市の都合で、この契約を解除されたときで損害がある場合は、相当の補償の申出をいたします。

　　　この件について、疑義が生じたときは、協議の上定めます。

　　　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印